

第5回 船橋市屋外広告物審議会 議 事 録

日時 平成27年6月15日（月）

午後2時00分～午後3時30分

場所 船橋市職員研修所5階502研修室

第5回 船橋市屋外広告物審議会 出席者名簿

第1号委員（学識経験者）

根上 彰生 : 日本大学理工学部 教授
江ヶ崎 浩 : (社) 千葉県建築士会 船橋支部 副支部長
田中 久子 : 船橋商工会議所
沖村 文靖 : 東京電力(株) 京葉支社 支社長

第2号委員（関係行政機関）

林 一雄（欠席） : 船橋警察署 署長
代理 山崎 紀治 : 船橋警察署 生活安全課
篠塚 大剛（欠席） : 船橋東警察署 署長
代理 櫻井 裕希 : 船橋東警察署 生活安全課長
渡邊 浩太郎 : 千葉県葛南土木事務所 所長

第3号委員（屋外広告業を営むもの）

小室 正己 : 千葉県屋外広告美術協同組合 副理事長

第4号委員（市民）

堀江 基文 : 市民公募委員
今井 奨 : 市民公募委員

事務局 舟久保建設局長
中村都市計画部長
篠崎都市計画課長
杉原都市計画課長補佐（※司会）
入江主査
大塚技師
磯野主事

第5回 船橋市屋外広告物審議会 議事録

日時 平成27年6月15日（月） 午後2時～午後3時30分

場所 船橋市職員研修所5階502研修室

【1. 開会】

事務局より開会の挨拶

（会長）

皆様、たいへん今日はお暑い中、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

これから次第に沿って議事を進めさせていただきます。議事に先立ちまして議事録の署名人を選任させていただきたいと思います。お二方をお願いするのですが前回から委員名簿の順にというようなことでございますが、大分経つのもうお忘れかとは思いますがG委員とH委員、順番ということをお願いしたいと思うのですがよろしいでしょうか。それでは議事録の確認、署名をお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。本日の議事は諮問が1件と報告が1件になっています。それではまずは議事の1、議案第1号船橋市屋外広告物条例第17条に基づく特例許可について、事務局から説明をお願いします。

【2. 議事 — 1. 船橋市屋外広告物条例第17条特例許可について（諮問）】

（事務局）

事務局より説明

（会長）

それではただいまご説明いただきました内容についてご質問、ご意見等お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（A委員）

船橋駅前商店会というのはどの範囲になるのでしょうか。エリアというか。

（事務局）

船橋駅前から駅前通りを南口に行きまして、本町通りとの交差点までの区間が船橋駅前商店会のエリアとなります。

(A委員)

その通り沿いだけですか。

(事務局)

船橋駅前商店会はその範囲になります。

(A委員)

例えば、商店会というのはそれ以外にもいくつもあるんじゃないですか。

(事務局)

そうですね。例えば本町通りですと本町通り商店会というのがまた別にございます。

本町通りについては禁止地域になっていませんので、許可申請を出していただければ許可出せます。あくまでも今回は駅前のメインのところだけが駅前広場ということで、一応禁止地域ということで規定されていますのでそちらについては今の段階では許可申請されても許可ができないということの位置付けになっていますので、その部分だけが特例の許可で出したいということで今考えていますので、その辺で内容的な部分とかも判断していきたい、意見を聞きたいということです。

(会長)

よろしいでしょうか。今、駅前商店会の範囲ということでこの広場を含むエリアということなのですが他の商店会から例えばこの駅前のような公共性の高い空間にフラッグを出したいというような申請は考えられないのでしょうか。

(事務局)

船橋駅前商店会はこちらの駅前広場の図、右下に南に行く道路があります、こちらと一体となっている商店会ですのでそのエリアの範囲内に駅前広場があるために今回特例許可の要望がありました。

(会長)

じゃあ、全く違った商店会から駅前にフラッグ出したいなんていう話はない、考えられないでしょうか。

(事務局)

おそらくないと思います。

(会長)

独占的な状況になるかと思いますが、ちょっとそこは確認、他にいかがでしょうか。

(F 委員)

質問と確認をさせてもらいたいんですけど、出てくる前に少し条例なり読んでくればよろしかったんですけど、この審議会の役割としてどこまでをまとめさせていただく要件とさせていけばよろしいのでしょうか。あくまでここで載ってます諮問というかたちでよろしいのでしょうか。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

船橋市屋外広告物条例第 17 条の内容になりますが、市長が特に必要があると認めるときは特例の許可を適用することができるというものがございます。ここで条件が 2 つありまして、先ほど説明いたしました条例 17 条の 3 点の要件を満たす場合。それにつきましては、4 ページのこちらの 1、2、3 の 3 点を満たすこと。ここは 1 つ条件になります。もう一つの条件といたしまして、船橋市屋外広告物条例第 32 条に書いてあるのですが船橋市屋外広告物審議会の意見を聞いて承認された場合、その時に特例の許可が認められるということになりますので、今回屋外広告物審議会の方に諮問をお願いしているところでございます。

(F 委員)

要するにここで承認を得るということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(F 委員)

1 点目は分かりました。2 点目として、先ほど、どういうものが実際に広告物としてなるかというのは想定だけで言われているのですか。具体的にこういうのが出ました、こういうのが出ましたという一件一件の、いわゆる審査というか審議をする必要はないということで、おおむねこういう範囲のものであればここでの承認をとって、あとは事務的にいわゆる許可の庶務をしていくということによろしいのでしょうか。

(事務局)

そのようになります。

(F 委員)

その際にですね、そうするとその許可の形というのは今回申請者が駅前商店会が申請者で、許可の期限とかそういったものっていうのはどういったかたちになるのでしょうか。

(事務局)

屋外広告物条例で電柱類利用広告の許可期間が1年となっておりますので、1つのものについて最長1年間許可を出すことが可能です。またこちら表示しておりますけど、こちら過去に駅前通りで設置したことのあるフラッグのかたち。こういったものを基本に考えているというふうに聞いております。

(F 委員)

繰り返しになってしまうんですけど、例えば最初の許可が今日審議会ございますので承認を経て例えば9月1日から許可ということになったときは、そこから1年間、その中に例えば迎春というのがあったりするかもしれませんし、ウィンターフェア、フェアとあったらまずいのかかもしれませんけれども、そういったものがそれぞれ季節で変わってくるものもあるんですけど、その1件1件許可をするのではなくて1年間の許可の中で取り換えはどんどん行われていくというふうに考えてよろしいですか。

(事務局)

はい、そうですね。申請は本来変わるたびに出していただくのですが、今回特例の許可を受けるということで1年分をこの時期からこの時期まではこういったものを表示する、そういったものをまとめて出してもらうことも可能だというふうに考えております。

(F 委員)

分かりました。

(会長)

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

先ほど商店会の名称までにするのか、商店会でというところも許可の範囲にするのかというようなところで少し意見を聞きたいというようなことがありました。そのあたりいかがでしょうか。真ん中のところをオーケーにするのか、あるいは名称で一番左のみにするのか、というようなところかと思いますが。

字の大きさとか、そのあたりの扱いによっても印象変わってくるので難しいところかとは思いますが。

先ほどの事務局の説明では1番左は問題ないだろうと。季節を表すものと商店会名称ということで、1番右側は商店会の利益に関係するような表示になるのでバツにしよう。ちょうど真ん中は主たるものが季節を表現するので、付随するものはいいいんじゃないかとするのかこれもダメにするのかというところなのかと思うのですがいかがでしょうか。なかなか判断難しいところではあると思うんですけど。

(B委員)

駅前広場だけが今までできないところでしたよね。他の地域のところでは許可をとればあのようなものをぶら下げられるわけですよね。特例にしなくても。そういうところは皆さんどういうふうに書いてらっしゃるのでしょうか。やっぱり何々でというふうになっているんでしょうか。それとも商店会の名前だけ入っているんでしょうか。宮下通り商店会とか、本町通り商店会とか、それだけでしょうか。

(事務局)

今回諮問しているところが禁止地域の特例許可ということで、公共性というところが問われるんですね。それで今回諮問させていただいているんですが、この禁止地域以外の場所であれば、通常の許可申請であれば、お買い物はとか商店会の名前だとか言葉についての制限はございませんので、通常に申請していただければ許可をすることが可能になります。

(会長)

元々禁止されているところに特例で許可をするというようなことですので、より公共性が問われる、というようなことになろうかと思います。

(G委員)

ちょっともとに戻ってしまって申し訳ございません。ステンレス製フラッグバーがありますよね、これはどなたの持ち物になるんでしょう。

(事務局)

7ページに街灯柱の写真がございましたが、駅前広場のものは船橋市が管理している街灯柱になります。

(G委員)

フラッグバーについても船橋市の持ち物。

(事務局)

はい。ですので屋外広告物の許可申請の他に、別途道路占用許可申請が必要になります。

(G委員)

船橋市の持ち物をお借りするというかたち。

(事務局)

駅前広場はそうです。

(G委員)

それと、もう1つ、2つ申し上げます。例えばこの船橋市駅前商店会さんだけではなくて、例えば船橋警察署さんとか東警察署さんとかで春の交通安全運動とかそういうものに適用することってというのは考えられないのでしょうか。それに対する申請にはどう考えられているのでしょうか。

(事務局)

それは屋外広告物条例の第13条に適用除外という項目がございます。そこには、国、または地方公共団体が公共的目的をもって表示し、または設置する広告物というものがございまして、国及び県、市が出すものについては適用除外ということで申請そのものが不要になります。

(G委員)

例えばこれを1年間申請した場合に、1年間の許可を出すとその1年間使えなくなるわけですね。我々は看板組合で今年キャンペーンやりますとか、交通安全週間ですよとかバス会社さんとか、そういうのあったらしたいとかって言った場合はどういうふうな形で間に入れこもうかということになりますかね。

(事務局)

こちらにつける占用を認めるのが道路管理者、船橋市でいえば道路管理課になりますのでそちらの方の判断になります。

(G委員)

ということは途中で割り込むこともできると。

(事務局)

それは計画的に考えているものがあればそういったものは事前に相談して、いついつの

時期は使いたいといったような相談は可能かと思われます。

(G委員)

その時期はある程度、全体に示すようなホームページでもいいですけども、そういう対策は考えている？

(事務局)

そこは道路管理者の話なので、うちは屋外広告物の担当なのでそこまではタッチしておりません。

(G委員)

我々の業界で今般、全国的に色彩、色に関することがものすごく話題になりまして、ましてや禁止広告物地域というのは、非常にこの色彩に関することが全国的に問題になっているのですが、その点はどういうふうに、この真っ赤な色は使ってはいけないとか、そういう考えとか公共看板として問われるかと思うのですが。我々の業界として非常に難しい問題となっております。

(会長)

そうですね。いかがでしょうか。

先ほど例で上がってきたものの中にも派手なものがあったような。そういうデザインについては、どういうふうな考え方をしたらよいのかというようなことかと思いますが。

(事務局)

特例の許可の17条、こちらはレジュメの4ページにございますが、(3)で良好な景観の形成又は風致の向上に資するものであるということで、一応この範囲で考えていただければと思います。

(会長)

明確な基準でないだけにちょっと難しい。

(G委員)

設置者側のモラルに合わせるというようなことでしょう。

(会長)

そういうようなことでしょう。

(G委員)

制作側の提案に基づく。

(会長)

いかがでしょうか、そのあたり。

設置者側がこの17条3項の範囲でというようなことで。

(事務局)

設置者側の方で考えていただいて、これは特例の許可の諮問の範囲になりますので、本当はものを出していただいて、それが適切かどうか委員の皆様の意見を聞いて諮問していただく、そういった形になります。

(会長)

よろしいでしょうか。

(G委員)

改めて基準は設けないということになりますかね。

(会長)

ここで議論した内容で設置者にこういう範囲でということをお伝えすることにはなろうかと思うのですが、ただ1つ1つ審査するというわけではないので、そのところがやっぱり気になるということかと思います。

もし万一、ここにふさわしくないんじゃないかというものが掲出されてしまった場合にはなにか、設置者に要望を出すようなことはできるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。こちらの方で見させていただいた中でまた判断したいと思います。

(会長)

ある程度、運用上そういうものも可能だと。

(事務局)

それとあと1つなんですけど、直接、特例の許可の基準ではないんですけど、13条の適用除外のある程度の基準がございまして、その中で施行規則の1ページ目になるんですが、その第5条の適用除外の基準ということで特例のところには直接かかってこないんですけど適用除外にもいろいろなものがございます。その中でですね、「地色に黒、原色、

又は蛍光色等を使用したことにより、良好な景観又は風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。」と、こういううたい文句もございますので過去にはこういった例を挙げてですね、お願いしたケースは過去にはございます。

(会長)

はい。よろしいでしょうか、それで。他、いかがでしょうか。

(A委員)

そもそもこの地域がですね、ここが禁止地域になった、何か理由ってあるんですか。

(事務局)

はい、この場所が禁止地域になった理由ですね、元々船橋市につきましては千葉県屋外広告物条例を適用しておりました。平成15年4月に船橋市が中核市になったことに伴いまして船橋市屋外広告物条例を新規につくりました。そこで人通りの多い場所になりますので良好な景観形成の観点により禁止されておりますが、最近では地域振興の活性化や広告物の掲出の多様化により、掲出の場が広がっておりますので今回改正を検討しているところでございます。

あと、条例をつくる時なんですけど、当然他市の条例を参考にしたりしているのですが、当時の担当者に聞いたところの話なのですが、船橋につきましては厳しめに条例を定めたと。そういった形で駅前広場も禁止地域に含めたと、そういったような話も聞いております。

(A委員)

そうすると、今の話を聞いていますと、特にここを禁止地域にした理由っていうのまでよく分からないんですけど。

(事務局)

そうですね、千葉県内でいいますと千葉県内で駅前広場を禁止地域にしているのは船橋市だけであります。また、千葉市につきましては駅前広場すべてが禁止ではなくて、特に市長が指定した場所のみ禁止地域に指定する、そういったようなかたちの条例をとっているところもあります。千葉市につきましては千葉駅東口の駅前広場、こちらが告示で指定された禁止地域となっております。そういった例もございます。

ですので県内で駅前広場で禁止されているのは船橋市内の駅前広場全と、あと千葉駅東口の駅前広場だけが対象になっております。

(A委員)

ですからそこを禁止にした理由なんですけど。なってるのは分かったんですけど。ここが船橋市の駅前で玄関口ですから、誰のものではないからそういうものは馴染まないという発想だったのかなって勝手に想像するんですけど。

(事務局)

船橋駅前だったらそのような想像もできるのですが、全部の駅前広場を禁止にしておりますので、駅前広場につきましてはそういった広告物の掲出は好ましくないと。そういった判断が当時あったと思います。

(会長)

条例を見ると、河川、海浜、港湾と並んで駅前広場になってますので、それと同様な公共性が高いというふうな位置付けかというふうに推測するんですけど。その条例の制定のときはそういう趣旨だったということでございますかね。

(事務局)

そうなると思います。これは議事2の方になるのですが、そういった駅前広場、千葉県内で船橋だけが特に厳しいところ、そういったところも含めて条例改正を検討している、そういったところでございます。

(会長)

ということで、少し今の状況を踏まえると条例が少し変わってきたんじゃないかというように条例の改正も検討されているということが次の議題になるんですけど、まずは条例改正前に許可の申請があったので特例許可の方っていうのが今の議題でございます。経過的な措置のようなところかと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど1点、設置者名までにするのか、商店会へもいいにするのかのところはまだちょっとここで意見を聞いていた途中だったんですけどもいかがでしょうかね。

(F委員)

このいわゆる審議案件の後に条例改正の話があると、先ほどからおっしゃられているんですけど、その内容として例えばその禁止地域ではやってはいけないことに対する緩和措置みたいなものっていうのは意図しているのでしょうか。そこにつながっていくのでしょうか。

(事務局)

次の議題になりますけど、この禁止地域の駅前広場、これは禁止地域から削除するとい

う考えを持っております。

(F 委員)

ということは例えば今会長の方からもあって、その設置者の名前までにするのか、お買い物は入れるのか、そもそもこの後条例改正で禁止地域ではなくなってしまったということになってくると、もうその議論っていうのはその時点からあとは不要になってくるんですよね。

(事務局)

禁止地域から外れれば通常の許可申請になりますので、今回議論していただいております公共性を有するもの、これが適用されなくなりますので、掲出する内容については特に縛られることはなくなります。

(会長)

というようなことでございます。

(事務局)

仮に許可地域になっても道路占用の関係がございますので、その辺で道路占用が取れるものかということになってくると思いますね。屋外広告で許可できるものであっても、占用の方でそれちょっとおかしいでしょということではそこでストップかかりますので、なにがなんでも全部出せるようなことではありませんので、その辺は歯止めがかかっている、その辺は大丈夫だと考えております。

(F 委員)

それではですけども、今のお話を聞いたのであえて言わせていただければ、今後その条例改正については市議会でも当然審議をされていくわけですよ。その段階において、もうすでになし崩し的にそのお買い物はどこどこでみたいな感じはもう書かれているんだからっていう説明をされていくのか、いや、今までは厳しくきちんとやってきているんです、ただそれでは時代に合わなくなっている、あるいは市の方針としてこうだからにもかかってくると思うんですが、ここは私の個人的見解ですけど、そういう審議をこれから用意されるのであれば、今までは厳しくやっていますという方が良さそうな気がいたします。

(事務局)

実際のところ駅前広場を条例を改正して禁止地域から削除しようっていうのは、次の話になるんですけど、船橋市の政策として駅前にデジタルサイネージをつけようという

た計画を今進めております。そこで流すものが行政情報とか観光情報になるんですが、今のご時世、そういったものに対して維持管理費というものが非常にかかりますので、商業広告を入れた中でそういうものを整備していきたい、そこで支障となるのが禁止地域としての駅前広場になりますのでそういった観点から駅前広場を禁止地域から削除したいと、そういったようなことで検討しております。ですので今回、議事1で議論いただいているこちらについては特にきっかけとはなってはございません。

(会長)

これとは別だと。またそちらの方は今度は費用を捻出するために商業広告も認めるというようなちょっと観点が変わってくるようなところもありそうです。

どうでしょうか。

今のF委員のご意見では、今の段階ではある程度商業意図のものは厳格に運用するということで、一番左までにとどめておいた方がいいんじゃないかというようなことでございますね。

(F委員)

そうですね。

(会長)

いかがでしょうか。

先ほども言ったように真ん中あたりだと字の大きさとかデザインとかそのあたりでもかなり印象が変わって、その客観的にどこまでっていうのが難しいような部分もあるので、一番左までっていうのが一番ラインが引きやすいかなという感じはします。いかがですか。

(A委員)

私の意見としてはですね、今会長もおっしゃっていたんで一番左じゃないかなと思うんですけど。さっき、禁止になった理由の問い合わせをしていたのもですね、ここ特に公共性が高いところだから、そこで特定の商店会なりの買い物を誘導するような内容はふさわしくないんじゃないかなというふうに個人的には思うんですよ。だからそこがちょっと外れれば商店会なので、そこからは何を誘導するような内容でもいいかと思うんですけど、恐らく駅前についてはさっきもちょっと言いましたけど、船橋の玄関口なので公共性をより重視するという意味では一番左ではないかなというふうに思います。名前についてはその設置者という意味で名前を載せるということなんですかね。ということにとどめて、どこどこでという、「で」が一つが入るだけでそこでお買い物をしましょうということになってしまうので、というふうに印象を受けるので。

(事務局)

そうですね、はい、一番左は季節に関する事項と設置者名、こちらであればうちで判断しますと商業的要素がないと考えられるのでこちらであれば公共性の範囲の中で収まっていると思っております。

(会長)

季節に関するものとか、例えば交通安全とかそういう公共性の高い内容を掲出して、それを誰が掲出したかというようなところで設置者名というのが一番左かと思えますので、商店会への誘導というような意図はないというところでははっきりするんじゃないかなというところですけどいかがでしょうか。駅前ですから、他の商店会も来てほしいというところなのでやっぱり特定の商店会へというような内容はふさわしくないという意見が多そうですが、そんな運用でいかがでしょうかね。

(B委員)

私は左で賛成です。

(会長)

一番左ですね。

(B委員)

はい。

(事務局)

本市といたしましても特例許可というのが今回初めて審議させていただくものですので、今回ラインをつけることにより、また今後もし特例許可が出た場合、そういった今回の判断基準を基に公共性を判断できるので、そういったかたちで審議していただければこちらといたしましても非常にありがたいと思います。

(会長)

それでは特に緩和した方がいいというようなご意見も出てないので、この審議会では一番左側のラインでとめておいて良いんじゃないかというような意見だったということでしょうかね。これについては、他、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問ないようでしたらこの諮問の案件についてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは原案のとおり、この点については今審議した内容ということで許可するというような、この諮問についての採決ということでよろしいでしょうか。特にご異論なければ、

特に挙手とか、ご異論どなたもないようでしたらこれで採決ということにしたいと思いたす方がよろしいでしょうか。

それでは原案どおり承認されたということにさせていただきたいと思いたす。

それでは議事の２番、船橋市屋外広告物条例改正の検討について、報告をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

【２．議事　－２．船橋市屋外広告物条例改正の検討について（報告）】

（事務局）

事務局より報告

（会長）

それではただいまご説明いただきました内容についてご質問、ご意見等をお願いいたします。

（Ｂ委員）

船橋駅南口に設置予定のデジタルサイネージっていうのは、いつを目安に予定しているのでしょうか。

（事務局）

こちらにつきましては平成２６年度３月の補正予算で予算を取りまして２７年度中、来年の３月までに設置する予定で考えております。設置場所につきましてはペDESTリアンデッキとか船橋駅南口のスクランブル交差点とか、そちらの方に写真を挙げさせておりますが、予算の関係もございまして、まだどこにどれだけ設置するかっていうところまでは検討中で最終的なものはでておりません。

（Ｂ委員）

それに対して商業広告を載せるみたいなことをおっしゃっていましたが、その募集みたいなのは募るのでしょうか。

（事務局）

それにつきましては、今後の課題ですけど、そちらのデジタルサイネージのコンテンツにつきましては、今後市役所の庁内でプロジェクトチームをつくりまして、今後検討していくことになっております。

（Ｂ委員）

はい、ありがとうございます。

(会長)

他、いかがでしょうか。

(G委員)

今のデジタルサイネージなんですけど、今木更津市でデジタルサイネージを北口と南口のターミナルで7基置かせてもらって、管理維持その他やらせてもらっているんですけど、そういうような計画っていうのはまだ、プロジェクトチームが発足していないから何も素案もできていないということですかね。

(事務局)

デジタルサイネージの設置につきましては、予算を付けておりますので設置することは決まっております。ただ、どこにどれだけ設置されるっていうのはまだ決まっておりません。また、設置につきましては、建築課の方が担当になりますが、そちらの方で検討しているところです。

(G委員)

具体的にまだどこにどうっていう、発注先も含め、デザイン、素案、その他はゼロベース状態、予算取りが取れたっていう段階ですかね。

(事務局)

そうですね。予算が付きましたので、それで検討しているところです。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

(G委員)

バス停留所の上屋の設置の促進なんですけど、これはものすごくいいことだとは思いますが、この写真のやつですね。広告をとってその広告で維持管理をするというのはいいと思うのですが、歩行者に対する保険とかですね、もし転倒事故だとか、そういうものが起きた場合の対処だとかそういったものは考えているのでしょうか。

(事務局)

うちはあくまで屋外広告物に対して許可を与える権限しか持ってませんので、そこらへの細かいところまではうちは存じておりません。歩行者への影響があるということで、

上屋を設置したことによって歩道の有効幅員が最低2メートル以上確保されるということが条件となっております。

(G委員)

というと、広告が出ている部分は使えないんですよね、有効2メートルしかないところにあれを建てるとなると。

(事務局)

広告を付けたことによって、歩道の有効幅員が2メートル以上さらに確保できること、ですから実際には4メートルとか5メートルとかそれぐらいの幅がないと難しい。

(G委員)

船橋市内に5メートルの幅の歩道はあるんですか。

(事務局)

あまりないです。あと、船橋市内で今、上屋をつくっているのはやっぱり上だけですかね、上とあとベンチが多いですね。市道の部分ですと道路サイドの方で設置、ですから今市の持ち物になりますので保険も多分道路管理者の方で入っているのだと思います。

(G委員)

国県道の方にも関連してきますよね。

(事務局)

国県道であれば占有許可ということになります。占有許可の部分については、バス事業者の方が設置したいということを担当課から伺っています。市がやる部分は市がやる、国県道についてはバス事業者の方で許可を取ってそれに対して市の方で補助をするということになります。

(G委員)

補助が出るということですね。

(事務局)

今しがたお話がありましたけど、これ一例として一番ある意味広告をよく載せている例としてなっておりますけれども、今お話しされたとおり船橋市におけるバス停留所ではなかなかここまで広告を掲示できる場所はないと思います。ただ、なかなか維持管理費を取れない、維持管理費がかかるだろうという中で、それを屋外広告物を設けてその収入を得

ることで維持管理費に充てるというのが、一つ考え方としてあるのではないのかということとを私たちの方も、バス事業者と調整している中で提案させていただいているので、それが可能なように条例上は措置しておく必要があるだろうということで今回意見の一項目に入れているということです。

(G委員)

こういうかたちにとらわれず、違うかたちで例えば民間企業が、我々みたいな業者が、こういうかたちはどうですかって言ったときに検討になるということ。

(事務局)

それはあると思います。

(G委員)

それは可能であると。先ほどのデジタルサイネージにしても。

(事務局)

あとはバス停の上屋ですと、ある程度運転士さんから見えない範囲というのがあって表示できる部分が限られてしまいますので、ちょっとその辺は難しい部分もあろうかと思うんですけど。

(G委員)

建築基準法に相当引っかかるんじゃないかと思うんですけど。

(事務局)

そうですね、確認も取らないといけないようなことが。ですからうちだけではなく道路関係や確認関係も必要かと思えますし、それはそれでクリアになると思います。

(G委員)

わかりました。

(会長)

他、いかがでしょうか。

(I委員)

市民委員というこで、非常にラフな感覚だけで申しますけど、例えば船橋市のホームページを見ると、バナー広告がいっぱいありますね、それから、市の便利帳ですか数年前か

ら民間のお金で船橋市は一銭も出さずにですね、配布されていると。中の広告を見ますと、色関係はいいとしても何とか探偵とかですね、市民感覚で言いますとおやっというのが中にあるようなんですよね。今回もガイドブック、広報で無料で配布されるということできっそう昨日一部手に入れまして見ましたけれども、情報誌が主導ですね、飲食店からいろいろなところをまわってあれは完全に市の広報で出すべきものじゃないというふうに私は思ったんですけどね、そのようにどんどん民間がですね、デジタルサイネージ含めて広告出すと。なんとなくですね、どこかで歯止めをしたいなっていう気持ちを持っているんですよね。例えばどこかの球場とかなんでもかんでも冠つけてますよね。感覚的にもの言言って申し訳ないんですけど、どこかで歯止めをしないと、というような気持ちをもっていまして、今この条例改正のきっかけを聞きますとそれもなかなか大義名分でこういうことになっちゃってるっていうのは、何度も繰り返しますけれども条例規則で認められるとは思いますが、なにか感覚的なもので止めていただけないかなという気はするんですね。

(事務局)

それにつきましては船橋市で広告掲載基準というものを持っていまして、あくまでも何でもいいというわけではなくてある程度の範囲を決めた中でその広告掲載を認めているという状況でございます。今回、今後設置されるデジタルサイネージに流すもの、これも今度庁内でプロジェクトチームをつくって検討していくことになりますけど、当然そういった掲載基準をつくりまして、ここまでなら広告掲出して可能だろうと、そういったような範囲をつけて今後運用していく予定ということで聞いております。

(会長)

一応基準はあるということですが、その基準をクリアしたものの中にもどうかなっていうようなものがあるというようなご意見だったかと思います。

(事務局)

都市計画課もたぶんそのメンバーに入ってますので、一応今日のお話を聞いてですね、また今度そういう委員会があったときは、私の方からもそういう意見がございましたよということでお話ししてみますので、よろしくお願いします。

(会長)

ある程度運用の部分もあると思いますので、そういう市民の意見があるというようなことをお伝えして今後運用の中で改善を図っていただくっていうことは必要なと思います。貴重なご意見ありがとうございました。
他、いかがでしょうか。

(B委員)

条例改正のきっかけの一番下に景観重要建造物と樹木の追加指定とありますが、これはもうリストアップされているものなののでしょうか。景観審議会委員にもなっています。

(事務局)

そうですね、景観審議会でご審議していただいております、審議会の委員であられるのでご存知かとは思いますが、船橋市のアンデルセン公園の風車を指定してからその後4件の候補を挙げまして、4件のうち3件が断られましてとりあえず候補として1件残っているのですが、また今後、景観重要建造物を指定するにあたりましてちょっと再検討したほうがいいということで我々も考えております、次にどれを指定するという事まではまだ申すことはできないのですが、今後指定に向けて検討していきたいというふうに考えております。

(B委員)

ありがとうございます。

(会長)

他、いかがでしょうか。

(B委員)

あとひとついいですか。あまり関わりがないかもしれないのですが、駅前にイルミネーションを年末年始やってらっしゃいますよね。あれはこちらの屋外広告物とは関わりがなくおやりになっているのでしょうか。

(事務局)

それにつきましては屋外広告物に該当しますので申請が必要です。

(B委員)

そうすると、デジタルサイネージを掲示する場所とかぶるような感じがちらっと思ったんですけど、そんなことはないんでしょうかね。

(事務局)

そうですね、今検討の対象になっているのがペDESTリアンデッキの上になりますので、そちらの方とはバッティングはしないということになります。

(B委員)

わかりました。

(会長)

他、いかがでしょうか。この件についてはまた次回の審議会でも議題にあがるということで、もし今日ご質問できなかった点がございましたら、また後でということで、時間も押していますので、あと一件報告があるということで、よろしいでしょうか。

それではもう一件ご報告をお願いします。

【3. その他】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

今の報告、なにかご質問ありますか。

特にないようでしたら議事を進めたいと思います。その他、事務局なにかありますでしょうか。

(事務局)

事務局より事務連絡

【4. 閉会】

(会長)

はい、ありがとうございました。それではちょうど予定していた時間になりました。これで閉会させていただきたいと思います。皆様方、いろいろご意見ありがとうございました。